



消 第 9 8 7 号
平成 2 8 年 1 月 1 4 日

一般社団法人宮城県LPガス協会長 殿

宮 城 県 総 務 部 長



住宅塗装工事等におけるガス機器の給気部又は排気部の閉そくによ
る一酸化炭素中毒事故の防止について（通知）

産業保安行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げ
ます。

さて、このことについて、別紙写しのとおり経済産業省商務流通保安グループ
ガス安全室から事務連絡がありましたので御承知願いますとともに、貴協会会員
に周知願います。

担当：総務部消防課
産業保安班

電話：022-211-2377
FAX：022-211-2398



官 印 省 略
27商ガ安第29号
平成28年1月7日

宮城県総務部 消防課 殿

経済産業省商務流通保安グループガス安全室

住宅塗装工事等におけるガス機器の給気部又は排気部の閉そくによる一酸化炭素中毒事故の防止について（事務連絡）

ご承知のとおり、ガス機器の給気・排気部を閉塞したまま機器を使用した場合、機器の着火・爆発や異常燃焼による機器の破損のほか、酸素不足による酸欠や不完全燃焼による一酸化炭素中毒の発生のおそれがあり、消費者が死に至る事例が発生しております。

ガス事業法及び高圧ガス保安法に基づくガス事業者・液化石油ガス販売事業者からの事故報告（参考資料1）によれば、住宅塗装工事において、ガス機器の給排気部の閉塞による、不完全燃焼（一酸化中毒）や異常燃焼（機器破損）などのガス事故が、平成21年から平成26年の6年間で計121件（うち中毒3件、酸欠1件）発生している。最近では、平成24年で11件から、平成25年では27件、平成26年は36件、平成27年は12件（9月末現在）の事故が発生しております。

上記を踏まえ、今般経済産業省では、塗装工事業者宛て注意喚起を行うよう、別添のとおり国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長に対し協力依頼を行ったので、その旨お知らせいたします。

貴部署におかれましては、必要に応じ、関係行政機関への連絡や関係団体等を通じた事業者への周知をお願いいたします。





27 商ガ安第 29 号
平成 28 年 1 月 7 日

一般社団法人全国 LP ガス協会 殿

経済産業省商務流通保安グループガス安全室

住宅塗装工事等におけるガス機器の給気部又は排気部の閉そくによる一酸化炭素中毒事故の防止について（協力依頼）

ご承知のとおり、ガス機器の給気・排気部を閉塞したまま機器を使用した場合、機器の着火・爆発や異常燃焼による機器の破損のほか、酸素不足による酸欠や不完全燃焼による一酸化炭素中毒の発生のおそれがあり、消費者が死に至る事例が発生しております。

ガス事業法及び高圧ガス保安法に基づくガス事業者・液化石油ガス販売事業者からの事故報告（参考資料 1）によれば、住宅塗装工事において、ガス機器の給排気部の閉塞による、不完全燃焼（一酸化中毒）や異常燃焼（機器破損）などのガス事故が、平成 21 年から平成 26 年の 6 年間で計 121 件（うち中毒 3 件、酸欠 1 件）発生している。最近では、平成 24 年で 11 件から、平成 25 年では 27 件、平成 26 年は 36 件、平成 27 年は 12 件（9 月末現在）の事故が発生しております。

上記を踏まえ、今般経済産業省では、塗装工事業者宛て注意喚起を行うよう、別添のとおり国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長に対し協力依頼を行ったので、その旨お知らせいたします。

事故防止の観点から、貴団体においても傘下のガス事業者等を通じて、一般消費者に対して建物外壁の塗装工事等が行われている最中又は工事終了直後においては、給排気設備が塞がれていないことを確認した後に、ガス機器を使用するよう周知を行っていただきますようお願いいたします。